

2020年4月27日

**新型コロナウイルス感染症
まつど育成会 対応マニュアル（1版）**

社会福祉法人 まつど育成会

2020年4月

目 次

I. 基本方針	2
1. 方針	2
2. 体制図	3
3. 体制表	4
4. 感染者（疑わしき場合を含む）発生時の相談・連絡先	4
5. 感染者（疑わしき場合を含む）発生時の対応	5
II. 新型コロナウイルスとは	6
1. 新型コロナウイルス感染症とは	6
2. 新型コロナウイルスに対する考え方	7
3. 新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安	8
III. 法人としての予防と発生時対策	8
1. 職域の感染予防	8
2. 対応方針の策定	9
IV. 職員の対応	11
1. 職員における日頃の感染予防対策	11
2. 濃厚接触対応した職員の対策	11
3. 就業中に新型コロナウイルスを疑う症状が発生した職員の対策	12
4. 職員のご家族や同居人が新型コロナウイルスを疑う症状を呈した時の対策	12
5. 感染（または疑義）にともない休暇取得する場合の給与について	12
6. 未感染の健康弱者や妊産婦の出社の取り扱い（特例）	13
V. 新型コロナウイルスに対する相談窓口	13
1. 相談・受診の前に心掛けること	14
2. 「帰国者・接触者相談センター」に相談する目安	14
3. 相談後、医療機関にかかるときの注意点	14
4. 相談窓口	15
参考 1. 新型コロナウイルス発生時の「お客さま向け案内」ひな型	16
参考 2. 感染が疑われる利用者発生時の対応	17
参考 3. 感染が疑われる職員発生時の対応（自力で帰宅が可能な場合）	18
参考 4. 感染が疑われる職員発生時の対応（帰宅後の対応・消毒）	19
参考 5. 感染後の対応（保健所との連携）	20
参考 6. 感染後の対応（法人の対応）	21
参考 7. 感染者発生前の準備	22

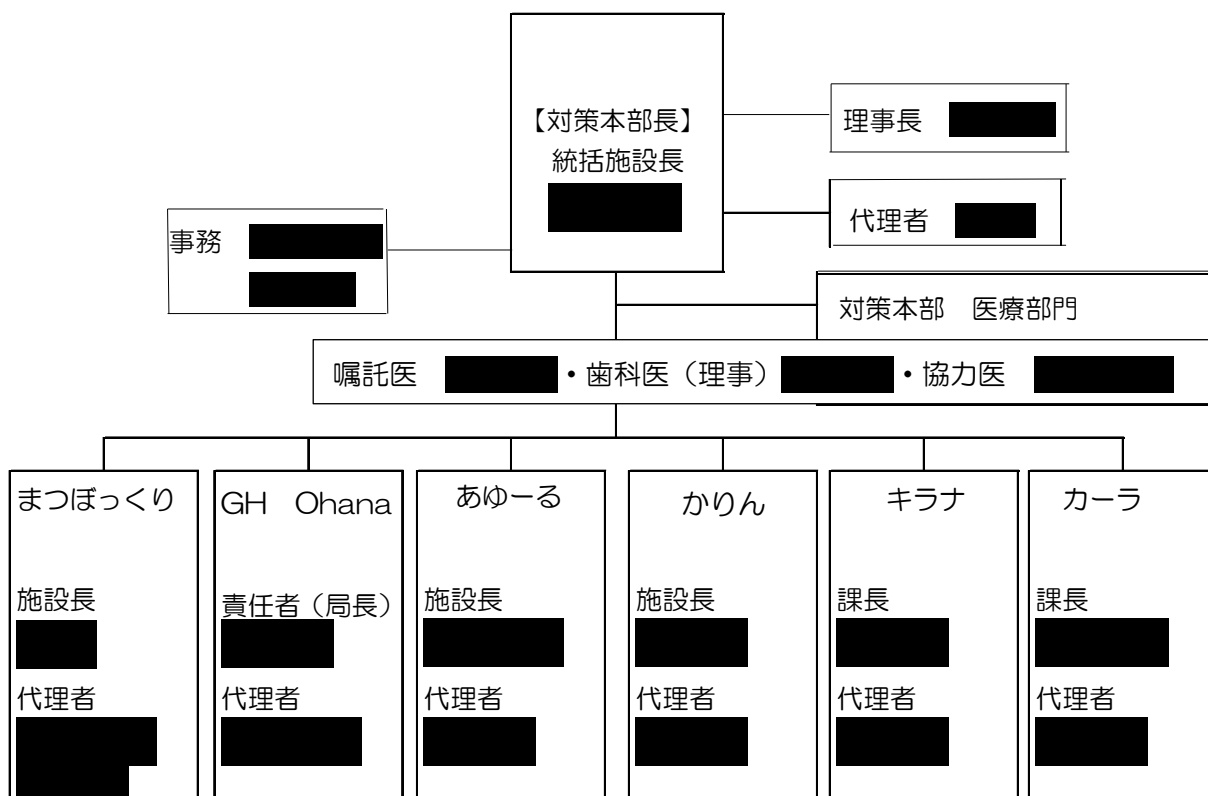
I. 基本方針

当法人は、新型コロナウイルス感染症に対するリスクに対し、実効性のある対応策を先行的・計画的に実施し、感染を防止する。万が一、感染が発生した場合は、以下の方針に基づき体制を整備し、必要な対応を遂行していく。以下を基本方針とする。

1. 方針

- ①利用者さんおよびそのご家族・職員等の生命・健康維持を最優先とする
- ②社会への影響を配慮し、可能な限り感染者増加を防止する
- ③利用者さん・ご家族から求められるケア・サービスの継続的提供の為の努力をする
- ④運営・経営基盤の維持に努める

2. 体制図（詳細は次項）



（注）対策本部長の有事に備え、予め代理者を設定し万全を期す

（注）各施設長の有事に備え、予め代理者を設定し万全を期す

3. 体制表

感染者が発生した場合、対策本部メンバーにて「対応方針」をメール・供覧でお知らせする

役割	氏名	役職	緊急時連絡先
対策本部長		統括施設長	
		施設長	
対策本部メンバー		法人嘱託医	
対策本部メンバー		法人理事・歯科医師	
対策本部メンバー		近隣協力医	
まつぼっくり 責任者		施設長	
		支援係長 支援係長	
GH Ohana 責任者		事務局長	
		課長	
あゆーる 責任者		施設長	
		支援係長	
かりん 責任者		施設長	
		課長	
キラナ 責任者		課長	
		支援係長	
カーラ 責任者		課長	
		支援係長	

4. 感染者（疑わしき場合を含む）発生時の相談・連絡先

新型コロナウイルス感染者が当法人施設を利用していたことが判明した場合、対策本部長は保健所の指示に従い、対策本部を設置する。

(1) 保健所（帰国者・接触者相談センター）

厚生労働省のホームページ「保健所管轄区域案内」を参照の上該当地域の保健所（帰国者・接触者相談センター）を確認。

松戸市内連絡先：平日 AM9：00～PM17：00

松戸保健所 047-361-2121

平日 PM17：00～AM9：00 土・日・祝日

千葉県電話相談窓口（コールセンター） 0570-200-613

(2) 関係機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
千葉県庁 障害福祉事業課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2339	043-222-4133
松戸市 障害福祉課	271-8588	松戸市根本387-5	047-366-7613	047-366-7613
知的障害者福祉協会 千葉県事務局	274-0054	船橋市金堀町499-1	047-457-2462	047-457-4069

※利用者さん関係市町村 福祉課等連絡先については、別紙

(3) 関係先（厨房委託業者）

事業者名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号

5. 感染者（疑わしき場合を含む）発生時の対応

- ①利用者さん、職員または役員、もしくは来所されたご家族・お客さま（出入り業者含む）に感染者（または感染疑義者）が発生した場合、責任者は速やかに保健所に連絡を行い相談のうえ指示を仰ぐ

<各部門別責任者>

部門	責任者
本部	対策本部長
各施設	施設長

<感染者（または感染疑義者）の定義>

- ・医療機関で感染と診断された場合
- ・37.5度の発熱が4日以上継続している、または発熱は収まっていても、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ、味覚異常、臭覚異常等の新型コロナウイルスと思われる症状が発生した場合
- ・利用者、職員または役員の親族が発症し、濃厚接触を行っていた場合

- ②責任者は保健所への連絡とあわせ、対策本部長に速やかに事実を報告する

<報告内容>

■感染者（または疑義者）名	
■感染者（または疑義者）属性（職員または利用者）	
（以下、感染者の場合）	
・診断日時	
・最終出勤日もしくは利用日	
・各施設での濃厚接触者	
（以下、感染疑義者の場合）	
・症状	
・最終出勤日もしくは利用日	
・各施設での濃厚接触者	
・（親族が感染した場合）氏名・続柄	

ポイント

感染者（または疑義者）発生時は速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談すること！

Ⅱ. 新型コロナウイルスとは

1. 新型コロナウイルス感染症とは

(1) 特徴

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴。感染しても軽症であったり、治る例も多く、致死率がきわめて高い感染症（エボラ出血熱等）ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられる。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意する。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられる。重症化のスピードも早いと言われています。

(2) 感染の仕方

一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。空気感染は起きていないと考えられている。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大させるリスクがある。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着しその手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

(3) 感染力

感染力は事例によって様々である。一部に、特定の方から多くの人に感染したと疑われる事例がある一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

2. 新型コロナウイルスに対する考え方

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避ける。また、手洗い、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）などを徹底し、風邪症状があれば、外出を控え、やむを得ず、外出する場合にはマスクを着用する。

- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、出勤せず休む
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録する

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

3. 新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要である。次の症状がある場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談する。

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が2日以上続く。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介されるため、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診する。

Ⅲ. 当法人としての予防と発生時対策

1. 職域の感染予防

職域の消毒

- 物の表面の消毒には、アルコール消毒液（70%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。
- 不特定多数の人が 触れるドアノブ、階段の手すり、作業机、トイレなどを定期的 9 時、14 時に消毒することは接触感染予防としての効果が期待できる。

まつど育成会事業所 消毒チェック表							
場所	日にち	/		/		/	
	時間	:	:	:	:	:	:
玄関ドアノブ							
職員室ドアノブ							
作業室ドアノブ							
トイレ入口ドアノブ							
トイレ個室ドアノブ							
トイレ水洗レバー							
便座							
洗面台蛇口							
食堂テーブル							
食堂イス							
電気スイッチ							
手すり							
靴箱							
以下部署ごとで決めた場所							
公用車使用後・シート・ハンドル・ドア・ギア・泥マット、消毒							
パソコン・キーボード消毒							

ソーシャルディスタンス（他人との接触機会を減らす）

- 多数の人と接する機会を削減する
 - ・メール・FAX を活用した情報伝達を励行
 - ・人が集まる休憩室や食堂等の利用制限
- 混み合った場所、特に屋内や乗り物などの換気が不十分な場所で、マスクを着用
 - ・外出については、流行期間中についてはレストラン・ショッピングモールを避け、近隣の散歩を楽しむ。

2. 対処方針の策定

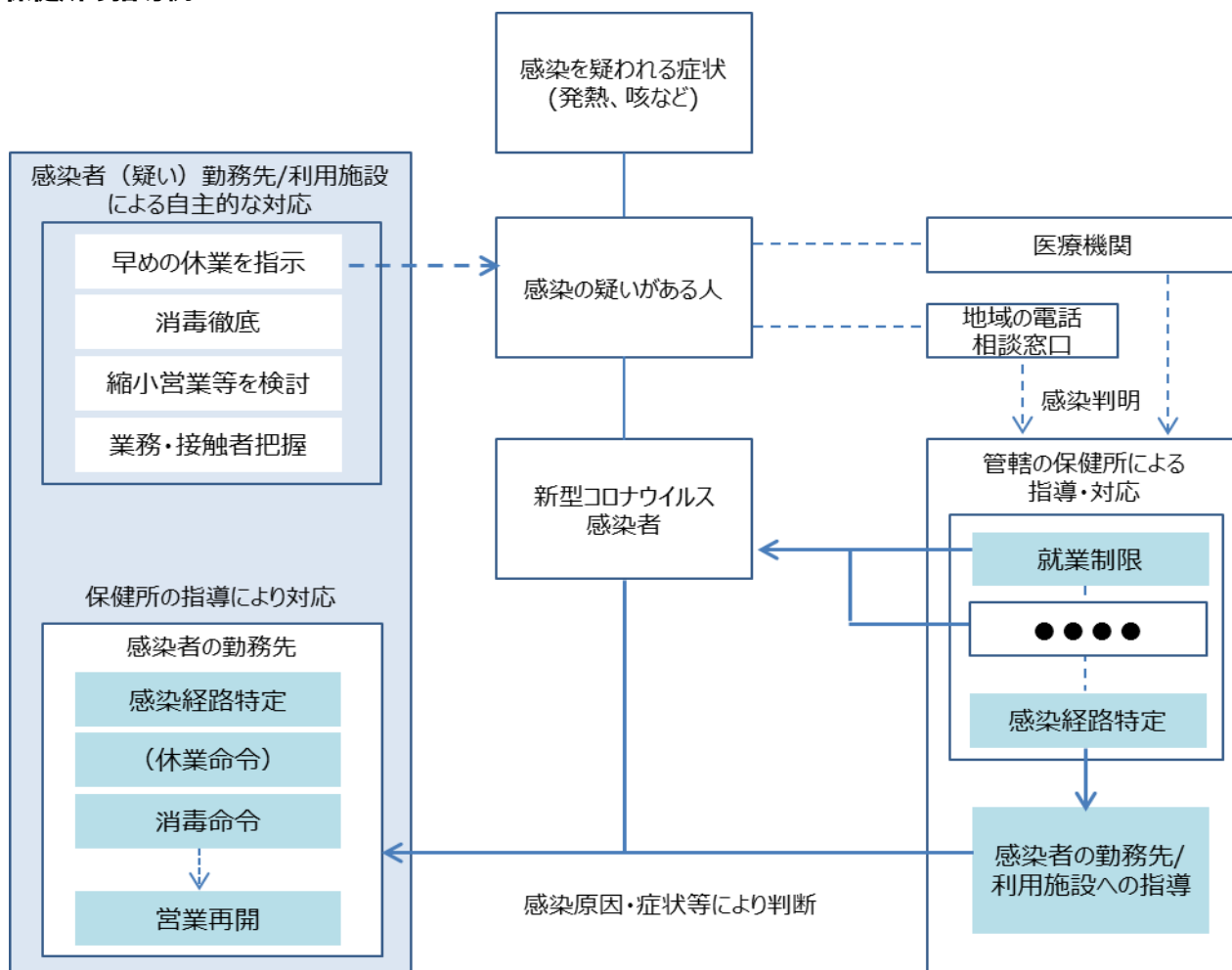
□感染予防のための体制・感染者発症時の業務継続策、インフラ整備等を規定する

【対応の目安】（全般、詳細は保健所の指示に従う）

感染症対応 事業継続 一覧

利用者さん・職員の想定		施設の活動		該当者対応
		入所	通所	
通所事業所	利用者さんの感染が疑われる場合	○	×	本人は陰性が確定するまでは自宅待機
	利用者さんが感染した場合	×	×	本人は家族・医療機関での対応
	利用者さんの家族の感染が疑われる場合	○	×	家族の陰性が確認されるまで自宅待機
	利用者さんの家族が感染した場合	○	×	家族の陰性が確認されるまで自宅待機
まつぼっくり	利用者さんの感染が疑われる場合	△	×	個室（静養室）で対応
	利用者さんが感染した場合	×	×	隔離での対応
	利用者さんの家族の感染が疑われる場合	○	○	家族との交流は一切なし
	利用者さんの家族が感染した場合	○	○	家族との交流は一切なし
職員	職員の感染が疑われる場合	△	×	本人は陰性が確定するまでは自宅待機
	職員が感染した場合	×	×	本人は家族・医療機関での対応
	職員の家族が疑われる場合	×	×	家族の陰性が確認されるまで自宅待機
	職員の家族が感染した場合	×	×	家族の陰性が確認されるまで自宅待機
※ 1 入所施設の活動記号について			○は入所の日中活動は平常通り	
			×は変則活動(暮らし)とする	
※ 2 通所施設の活動記号について			○は平常通りの受け入れ	
			△は希望者のみの受け入れ	
			×は休所とする	
<p>上記の「感染症対応事業継続一覧」を原則にするとともに、保健所の指導および、該当者の症状・人数及び嘱託医の助言により、本部長が事業継続を最終的に判断する</p>				

保健所の指導例



人数及び、嘱託医の助言により本部長は事業の継続を最終判断する。

※保健所の対応方針については 2020 年 2 月時点での あいおいニッセイ同和損保社調べ

IV. 職員の対応

1. 職員における日頃の感染予防対策

<職員向けの予防対策>

- ・4月1日より全職員のマスク着用の義務付けを行う
- ・出勤前検温の実施
- ・体調、に不安がある場合は出勤前に各施設長に報告休業指示を受ける
- ・出勤時手洗い、検温表への記入
- ・休日の過ごしへの報告
- ・上司への家族の状況報告 就業の範囲
- ・公共交通機関の使用禁止
- ・家族の状況によっては借り上げ宿舎への単身赴任の依頼
- ・アルコール系の手指消毒剤または次亜塩素酸剤または石鹼・水を使用して、頻繁に手を洗浄する
- ・乾燥しやすい室内では加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保つ
- ・咳やくしゃみをするときは、曲げた肘やティッシュで口と鼻を覆い、ティッシュはすぐ廃棄し、手を洗う
- ・家族を含め、人の集まる場所への外出はできる限り控え、不急の出張・移動はできる限りしない
- ・発熱や咳がある人との密接な接触を避ける
- ・会議等は、三密を避ける意味で、Skype、メール、電話をフル活用する

2. 濃厚接触対応した職員の対策

(1) 新型コロナウイルスらしい症状のある者と濃厚接触した職員は、法人・施設に報告するとともに保健所の指示に従い対処するとともに次のことに注意する。

①接触対応した日から14日間程度自宅で待機し健康状態をモニター

②毎体温を測り、37.5℃以上の発熱、倦怠感、呼吸困難などの症状が現れた場合には、法人・施設に連絡するとともに法人・施設を通じて保健所に連絡する。

法人・施設は、直ちに保健所に感染の疑いのある者と接触対応した職員であることを連絡する。

<濃厚接触者の定義>（厚労省の定義による）

- ・濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。
- ・感染予防策なしで、患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）

3. 就業中に新型コロナウイルスを疑う症状が発生した職員の対策

- ① 発熱状態になった場合、37.0の場合、30分後の検温を2度行い、解熱が確認されなければ帰宅指示
- ② 37.5以上の場合すぐに帰宅指示。
- ③ ①・②共に1週間の自宅待機。
- ④ 自宅待機中に、発熱の上がり下がり、倦怠感等、疑われ症状が確認できた場合、本人が、法人に対し報告を行い、速やかに、旨を管轄の保健所「帰国者・接触者センター」へ連絡する。
- ⑤ 検査結果が出るまでは自宅待機とする。
- ⑥ 検査が受けられない場合、対策本部委員の医師の指導を受ける。症状がみられる間は自宅待機とする。
- ⑦ 自宅待機期間は有給とする。

<感染疑いの判断の目安>

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続いている場合
- ・もしくは、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4. 職員のご家族や同居人が新型コロナウイルスを疑う症状を呈した時の対策

- ① 職員のご家族は直ちに近隣の保健所「帰国者・接触者センター」へ連絡する。
- ② 職員は法人・施設に報告後、保健所の指示に従い1-4日間程度自宅待機し、医師の許可を得て出社する。
- ③ 家族に疑いがある場合、職員は自宅待機とする。その場合の給与は病気休暇制度の利用とする。
- ④ ご家族の看病や学校の休校・幼稚園や保育園の休園のために出勤できない場合は、病気休暇制度の活用を基本とするが、制度を利用せずに自宅待機する場合は 給与の6割を支給する。

5. 感染（または疑義）にともない休暇取得する場合の給与について

状況	感染	感染疑義 (37.5度以上の熱が2日以上継続する等)	
		自主休暇	自宅待機命令
休暇形態	感染症法にもとづく 入院勧告		
給与の扱い	病気休暇制度（有給）を活用 ※被用者保険に加入し一定の条件を充足した場合、 疾病手当金の対象		休業手当を支払い

6. 未感染の健康弱者や妊産婦の出社の取り扱い（特例）

- ①新型コロナウイルスの発症時上記以外のケースにおける健康弱者、もしくは妊産婦、もしくは小学校3年生まで児童がいる母親の出社は地域感染状況ごとに応じて以下取り扱いとする

法人・施設内発症		法人・施設内未発症
発症者在籍施設	その他施設（発症者なし）	
法人から休業を命ずる 給与の6割		法人から休業を命ずる。 給与の6割

V. 新型コロナウイルスに対する相談窓口

■新型コロナウイルス感染症は一般の医療機関では検査を実施していません。

「帰国者・接触者相談センター」が相談窓口となりますので以下の手順に従うこと。

1. 相談・受診の前に心掛けること

- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、仕事（施設）を休んで外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録すること。

2. 「帰国者・接触者相談センター」に相談する目安

次の症状がある場合は、下記の「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

①風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 2 日以上 続いている

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

③味覚異常 臭覚異常

注①これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の場合が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談すること。

注②以下のような方は重症化しやすいため、この状態が 2 日程度続く場合には、下記の「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」に相談すること。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患や透析を受けている場合。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

- ・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに下記の「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」に相談すること。

（お子さまをお持ちの方へ）

- ・小児については現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については目安どおりの対応すること。

3. 相談後、医療機関にかかるときの注意点

①帰国者・接触者相談センター、新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口から受診を勧められた医療機関を受診すること。

複数の医療機関を受診することは控えること。

②医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底すること。

4. 相談窓口

①新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

→以下の「**帰国者・接触者相談センター**」に連絡すること。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
松戸保健所	047-361-2121	平日 AM9:00～PM17:00
千葉県電話相談窓口 (コールセンター)	0570-200-613	平日 PM17:00～AM9:00 土曜日・日曜日・祝日：終日

②新型コロナウイルスに関する一般相談については以下に連絡のこと。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

参考1：新型コロナ発生時の「お客様向け案内」ひながた

2020年●月●日

ご利用者・ご家族のみなさまへ

社会福祉法人●●●●

当事業所(●●)における新型コロナウイルス感染者の発生について

もしくは、「施設の利用者様」
等に変更もOK

平素より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当事業所(●●事業所)(●●県●●市●●町●●-●●)に勤務している職員○名が、新型コロナウイルスに感染していることが●月●日に判明いたしました。

本件をうけ、対策本部を設置し、感染の拡大を防止するため、所管保健所などと連携し、(感染者が発生した事業所において、)本日時点で以下の対応を取っております。

- ・(●●施設)を2週間を目途に●●月●●日まで一時休業
- ・(当該施設における)感染者の行動履歴、ならびに感染者への濃厚接触者の調査
- ・濃厚接触者に対する自宅待機指示、およびその健康状態に関する経過確認
- ・施設内の消毒作業の実施

濃厚接触者は接触から2週間は出勤せず、自宅待機としています。(同施設に勤務する)濃厚接触者以外の職員についても、昨日より、感染拡大や濃厚接触リスクを極小化するため、在宅での勤務を当面継続します。

また、全職員に対しては、37.5℃以上の発熱がある場合などの出勤を禁止するなど、感染拡大の防止に努めております。

(なお、現時点で、●●事業所を除き、法人本部を含む他の施設等においては、感染者や濃厚接触者は確認されておらず、通常通り業務を行っております。)

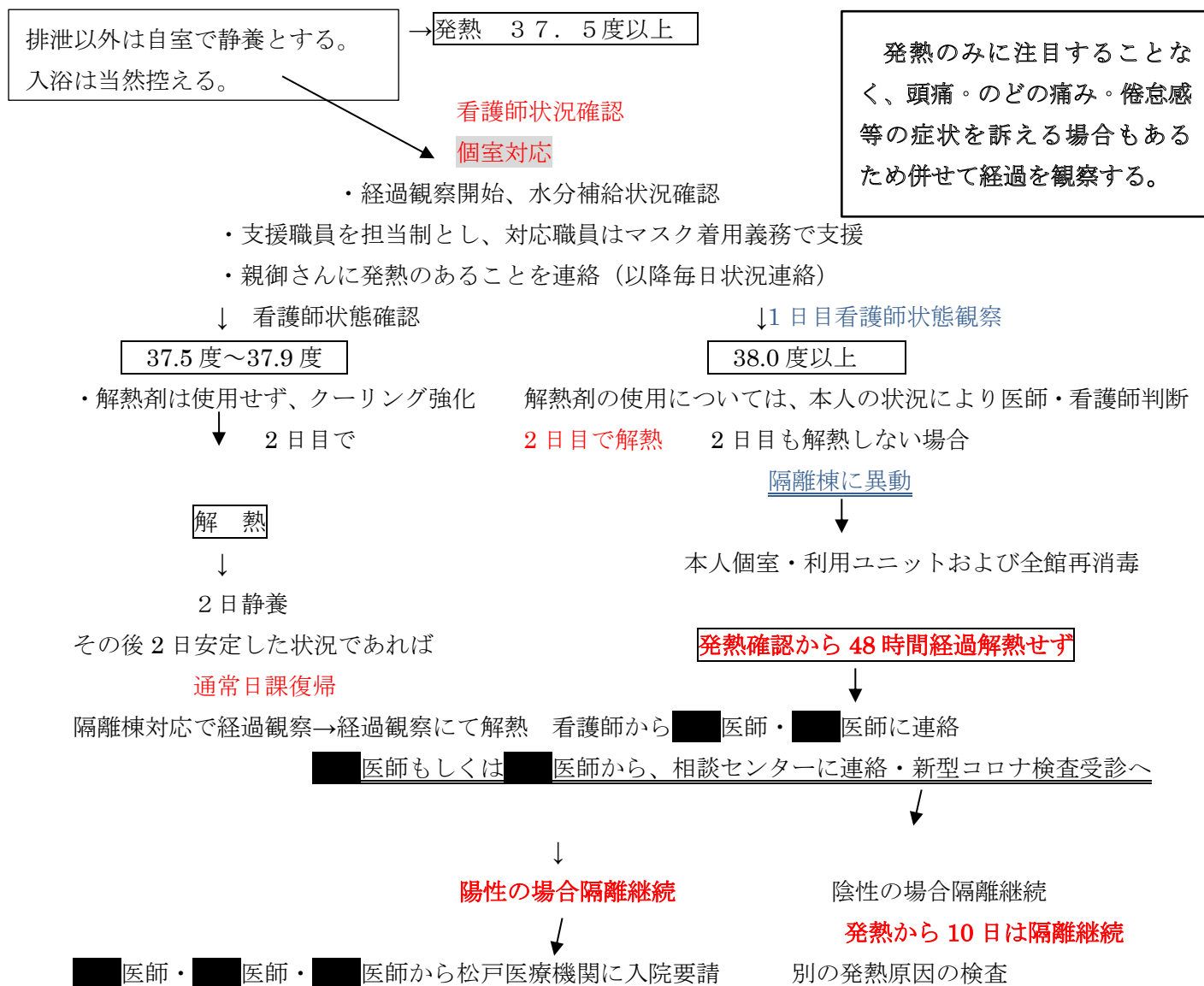
(●●事業所をご利用の利用者のみなさまにおかれましては、代替事業所として、▲▲事業所でご対応させていただきます。大変お手数ではございますが、▲▲事業所までご連絡をお願いいたします。)

□代替事業所 △△(●●県●●市●●町●●-●●)
(連絡先：●●-●●●●●●-●●●●●●)

今後も、法人内外への感染拡大の抑止とご利用者・職員の安全確保を最優先に、関係各所と連携し、対応してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

参考2：感染が疑われる利用者発生時の対応

医師の指示に基づき、利用者さんが発熱した場合、新型コロナウイルスに感染が疑われる場合の、
対応のフローチャート



◆隔離対応となった場合

- 看護師1名は日中隔離棟待機・本体業務はせず。
- 食事は隔離棟玄関ドア前のベンチに置き、配達者は看護者と対面しない。
- 夜間職員対応（対応職員の基準は別途定めによる）
- 対応職員は2名交代勤務とする
- 複数感染者がいる場合、大会議室はビニールカーテンで1/2とする。
- 感染者が1名の場合は中会議室を利用
- 小会議室は職員看護師待機、医療器機置き場とする。

◆隔離棟ゾーニング

- ・看護師・職員は小会議室で防護服他、フル装備とし、患者対応後、確実に防護服等始末してから、看護室に入る。
- ・手洗い・アルコール消毒の徹底
- ・看護室の換気の徹底

※医師への連絡は、看護師が窓口となって連絡を行う。

※親御さんへの連絡は、施設長・課長・係長が窓口となって連絡を行う。

※症状に応じての対応となるが、4日の経過を待たずセンターに連絡するかについては、対策班の医師3名と看護師の判断とする。

隔離対応会議室棟

基本方針：会議室

簡易防護エプロン着用

検温・食事以外 別室見守り 完全防護服着用

参考3：感染が疑われる職員発生時の対応（自力で帰宅が可能な場合）

P 1 2 参照。

参考4：感染が疑われる職員発生時の対応（帰宅後の対応・消毒）

P 7. 8 参照速やかな消毒。

■ ウイルスが 20℃程度の室温においてプラスチックの上に残存する期間

感染症名	ウイルスの種類	残存期間
インフルエンザ	インフルエンザウイルス（H1N1）	数時間
中東呼吸器症候群（MERS）	MERS-Cov	48 時間以上
重症急性呼吸器症候群（SARS）	SARS-Cov	6～9日
新型コロナウイルス（COVID-19）	SARS-Cov-2	不明（2020/3/5 時点）

インフルエンザウイルスに比較して環境中に長く残存する可能性がある

効果の高い消毒薬	ウイルス	対象	
		手指	環境
消毒用エタノール	◎	◎	○
次亜塩素酸ナトリウム	◎	×	◎

←手に入りにくい。手指衛生は手洗い重視

	濃度	0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液の作り方
塩素系漂白剤	5～6%	0.1%：500mlの水に約10ml（ペットボトルのキャップ2杯）
哺乳消毒薬	1%	0.1%：500mlの水に約50ml

※トイレは 0.1%、高頻度接触面は 0.05%で消毒する

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染に対する感染管理」を基に作成

参考 5 : 感染後の対応 (保健所との連携)

検査結果を法人が把握するために
→本人から法人への報告が必要 ➤ 検査結果は本人に通知される。個人情報保護の観点から本人の承諾なしに法人には通知はされない ➤ 利用者・家族、取引先、職員の安全確保のため、速やかに報告するよう依頼する
濃厚接触者を特定するためには
→判断基準は保健所が示し、相談も可能 保健所は感染症法第 15 条の対象者を以下の視点で判断する ➤ 同居あるいは長時間の接触があった (車内・航空機内等を含む) 者 ➤ 適切な感染防護なしに職員(利用者)の診察、看護もしくは介護をしていた者 ➤ 感染した職員 (利用者) の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ➤ 必要な感染予防策なしで、手で触れること、または対面で会話することが可能な距離で接触のあった者 (目安として 2 メートル)
法人へ協力要請されることは
→本人だけでは情報が不十分とされた場合に、本人同意のもと、発症前 2 週間の行動を確認される場合がある。日時、場所、行動歴、状況、同行者等の情報等を聴取される ➤ 把握できる情報は、帰国者・接触者外来受診の段階で、準備をはじめ整理する ➤ 詳しくは国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」調査表を参照

参考 6 : 感染後の対応 (法人の対応)

濃厚接触者の範囲
<p>→保健所の基準に従い、具体的な判断を法人がする場合もある</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 感染者と同じ生活館・作業科・事業所の利用者さん及び職員➤ 感染者のデスク周囲に席がある職員（2メートル）等、法人で範囲を決める必要がある<ul style="list-style-type: none">・ミーティングに同席した他職員の対応も検討・距離の近さと時間の長さが重要
濃厚接触者への対応
<p>→健康状態の経過を見ながら、2 週間程度の自宅待機推奨</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 具体的な待期期間の指示はないが、感染症拡大防止の為、不要不急の外出を避け、公共交通機関を利用せず、人込みを避けるよう指導する
施設の消毒
<p>→施設管理者が実施</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 感染者が滞在したフロアを消毒する➤ 職員の寮等で共同生活をしている場合、感染者の部屋および共有スペースの消毒も検討➤ 食器やリネン類は 80℃以上で 10 分間の熱湯消毒が望ましい
顧客・取引先・職員への情報開示
<p>→情報開示範囲を決め、情報提供する</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 感染者発生情報（どのような立場の職員か、判明した日時等）及び保健所の介入の有無

参考7. 感染者発生前の準備

項目	ポイント
① 場所の確保 (準備済)	職場で感染者が出ることを想定し、静養室や隔離棟を整備する。
② 感染防具の用意 (準備済)	手袋・マスク・防護具（使い捨てビニールエプロン）・ゴーグル等、対応する職員が着用する感染防護服を用意しておく
③ 消毒の用意 (準備済)	アルコール消毒や次亜塩素酸ナトリウム溶液を用意し、希釈方法、使用方法を確認する（希釈は発生時）。希釈に必要な容器、拭くための紙や布、ごみを入れる袋等をセットしておく
④ 対応方法の検討 (検討済)	発生時の対応方法、連絡・報告ルートを検討しておく
⑤ 対応者の検討(検討済)	誰が対応するかを事前に検討しておく（看護志願者調査の実施） 基礎疾患（心臓・肺・腎臓に持病のある人、糖尿病等）のある方は避ける。当日体調が悪い場合は変更が必要
⑥ 準備状況の周知 (マニュアル配布済)	隔離するための部屋、感染防護具の保管場所、対応準備状況を共有しておく
⑦ 感染者発生後の対応 (検討済)	感染者情報を共有する法人・施設・企業の範囲と選定、発信する情報の内容、濃厚接触者への対応等を検討しておく

新型コロナウイルスに関する情報収集に役立つリンク

・厚生労働省 新型コロナウイルス感染について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国立感染症研究所 新型コロナウイルス（2019- n Cov）関連情報ページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

・東京都感染症情報センター 新型コロナウイルス感染症に関する情報

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/2019-ncov/>

・日本医師会 新型コロナウイルス関連感染症

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

・首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとり出来る対策を知っておこう～

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(引用：MS&AD インターリスク総研(株)「看護師の目から見た感染症対策のポイント」)